

山口県介護施設等物価高騰緊急対策支援事業について

1 事業の目的

- 物価高騰の影響により、利用者へのサービス提供に影響が生じないよう、介護施設等に対し、補助基準額を上限として、令和4年度下半期（10～3月）の食材料費の対前年増加額に係る経費を補助する。

2 補助対象事業者一覧

(入所施設)	(通所施設)
ア 特別養護老人ホーム	ア 通所介護
イ 介護老人保健施設	イ 通所リハビリテーション
ウ 介護療養型医療施設	ウ 地域密着型通所介護
エ 介護医療院	エ 認知症対応型通所介護
オ 短期入所生活介護	オ 小規模多機能型居宅介護
カ 短期入所療養介護	カ 看護小規模多機能型居宅介護
キ 地域密着型特別養護老人ホーム	
ク 認知症対応型共同生活介護	
ケ 小規模多機能型居宅介護	
コ 看護小規模多機能型居宅介護	
サ 特定施設入居者生活介護	
シ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
ス 養護老人ホーム	
セ 軽費老人ホーム	

3 補助金の額

- 以下の①と②の額を比較して、低い方の額を補助金として交付する。

①食材料費の対前年増加額

令和4年度下半期の食材料費 — 令和3年度下半期の食材料費

②補助金の交付上限額

補助基準額 × 利用者数

区分	補助基準額
入所施設	10,800円（利用者1人当たり）
通所施設	3,200円（利用者1人当たり）

4 申請手続き

- 本事業は委託実施を予定しており、申請書提出先は受託事業者となる予定です。で、申請先・申請方法等については決定次第別途お知らせします。

5 注意事項

- 食材料費の増加額を利用者に負担させているなど、事業所以外の負担としている場合は、補助金の算定対象外になります。
- 補助対象施設であっても、食事の提供を行わない利用者については、補助金の算定対象外になります。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊サービスの利用者数に入所施設の補助基準額、通いサービスの利用者数に通所施設の補助基準額を適用します。